

公立大学法人下関市立大学職員倫理規程

平成19年4月1日

規程第26号

(目的)

第1条 この規程は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって職務に対する市民等の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、法人に勤務する全ての職員をいう。

2 この規程において「学長等」とは、学長及び局長をいう。

3 この規程において「管理職員」とは、公立大学法人下関市立大学職員の給与に関する規程第11条の規定により管理職手当の支給を受ける者をいう。

4 この規程において「事業者等」とは、公立大学法人下関市立大学以外の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体及び事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

5 この規程において「市民等」とは、下関市民、下関市立大学の学生及びその保護者並びに事業者等をいう。

6 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職務に係る倫理原則)

第3条 職員は、常に適正な事務の処理に努めるとともに、事務を効率的に行うことにより最大の効果を挙げるようにしなければならない。

2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。

3 職員は、法律又は法人規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の市民等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(職員倫理に係る事項の制定)

第4条 理事長は、前条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を別に定めるものとする。この場合において、理事長は、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与等の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民等の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し、職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

2 理事長は、前項の制定に際しては、第6条の規定により設置される公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会の意見を聴かなければならない。

(贈与等の報告)

第5条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたとき又は事業者等と当該管理職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として理事長が別に定める報酬の支払いを受けたとき(当該贈与等を受けた時又は当該報酬の支払いを受けた時において管理職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、1月から3月まで、4月から6月まで、7月から9月まで及び10月から12月までの各区分による期間(以下「四半期」という。)ごとに、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「贈与等報告書」という。)を当該四半期の翌四半期の初日から14日以内に、学長等に提出しなければならない。

(1) 当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額

(2) 当該贈与等により利益を受け、又は当該報酬の支払いを受けた年月日及びその基因となった事実

(3) 当該贈与等をした事業者等又は当該報酬を支払った事業者等の名称及び住所

(4) 前3号に掲げるもののほか、理事長が指示する事項

2 前項の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した学長等において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会)

第6条 職員の職務に係る倫理の保持に資するため、公立大学法人下関市立大学職員倫理審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 第4条第1項の規定に基づき理事長が定める事項に関して、理事長に意見を述べること。

(2) この規程の遵守のための体制の整備に関し、学長等に対し意見を述べること。

(3) 学長等に対し、職員の職務に係る倫理の保持を図るため監督上必要な措置を講ずるよう意見を述べること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、この規程の施行に関し必要な意見を述べること。

3 審査会は、委員3人以内で組織する。

4 委員は、学識経験を有する者のうちから理事長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

7 第2項から前項までに定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(職員の倫理を監督する職員)

第7条 職員の職務に係る倫理の保持を図るため、学長等のもとに職員の倫理を監督する職員を置く。

2 前項の職員の倫理を監督する職員は、職員に対しこの職務に係る倫理の保持に関し必要な指導及び助言を行うとともに、職員の職務に係る倫理の保持のため、必要に応じて体制の整備を行う。

(学長等の責務等)

第8条 学長等は、職員の職務に係る行為が市民等の疑惑や不信を招くことがないように、常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修に努めなければならない。

2 学長等は、この規程に違反することを理由として行った懲戒処分について、職員の職務に係る倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、その概要を公表することができる。

(職員の倫理の保持に関する状況等の公表)

第9条 理事長は、適宜、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について公表しなければならない。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。